

RSUにより取得した外国株式及び それに係る配当所得ないし譲渡所得について

税理士 高山 政信

[事例]

内国法人S社に勤務する日本人社員Aは、S社の100%親会社であり米国のNASDAQ市場に上場している米国法人P社のRSU(Restricted Stock Unit)プログラムに基づき昨年1月に付与されたRSU3000ユニットの3分の1相当のP社株式を、本年1月に自身の米国のインターネット証券会社口座に受領した。

その後、当該P社株式に係る配当が米国源泉所得税10%控除後の額で上記証券会社口座に入金されており、また受領した当該P社株式につき今後の売却も検討している。

ストックオプション行使し外国親会社の株式を取得した場合と課税関係は異なるのか。

[ポイント]

ストックオプションとRSUの違い、及びそれらに基づき株式を取得した場合の課税関係、RSUにより取得した株式に係る配当を受領した場合、RSUにより取得した株式を譲渡した場合の課税関係について、以下の事項に従って検討する。

- 1 ストックオプションとRSUの違い及びそれらの課税関係
- 2 配当を受領した場合の課税関係
- 3 譲渡した場合の課税関係
- 4 上場株式に係る譲渡損失の損益通算等の適用関係
- 5 まとめ

[検討]

1 ストックオプションとRSUの違い及びそれらの課税関係

ストックオプションとは、従業員等が外国親会社等の株式を一定の行使価格で購入できる権利のことであり、インセンティブ報酬の一種である。

例えば、ストックオプション付与から2年経過した時点で1株当たり10ドルで対象会社の株式1000株を購入できるとするオプションに関し、当該2年経過時点の株価が30ドルであった場合、全てのストックオプションをその時点で行使したとすると、市場価額が3万ドルの株式を1万ドルの支出で取得できるというものであり、その行使による経済的利益、即ち上述の例であれば、行使価額と市場価額の差に株数を乗じた2万ドルが給与所得とされる。

他方、RSU(Restricted Stock Unit)及び譲渡制限株式ユニットも、株式を利用したインセンティブ報酬の一種である。

例えば、RSUの付与から1年経過するごとに3分の1ずつ制限が解除されるRSU3,000ユニットを付与された従業員等は、1年を経過するごとに対象会社の株式1,000株を無償で受領し、その後の処分は受領した従業員等の任意である。3年目で累計受領株数は3,000株となる。

RSUに関しては、制限解除の時点、即ち株式を受領した時点で、その時点の当該株数の市場価額相当額が給与所得とされる。

いずれも、付与時点での課税は無く、行使により経済的利益を得た場合、ないしは、実際に株式を受領した場合に課税となり、わが国において源泉徴収の対象となっていない給与となるものであるので確定申告が必要となる。

2 配当を受領した場合の課税関係

P社は前述のとおりNASDAQに上場しているものであるところ、租税特別措置法37条の11②一をうけた租税特別措置法施行令25条の9②二により、外国金融商品市場において売買されている株式は上場株式である旨が規定されている。

従って、甲が受領したP社株配当については、上場株式配当として、総合課税に代えて申告分離課税を選択することも認められ（措法8の4）、その選択は確定申告を通じてのみなされるべきものである（措通8の4-1）。

総合課税の場合は給与所得等と合算した上で累進税率が適用され、申告分離課税の場合は15%の比例税率が適用される。おって、P社株は外国株式であるので総合課税を選択したとしても配当控除（所法92）の適用は無い。

なお、国内の上場株式配当について広く認められる「確定申告不要制度（措法8の5）」は、本事例にあっては適用されない。なぜなら、「申告不要制度」は本邦における所得税の源泉徴収がなされていることが前提であり、10%控除されているのは米国の源泉所得税であるからである。

3 譲渡した場合の課税関係

前述のとおりP社株式は上場株式であり、その譲渡による所得は「上場株式等に係る譲渡所

得等」として、申告分離課税により15%の税率が適用される。

なお、国内において「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（源泉徴収口座）を通じて上場株式等を譲渡した場合に認められる「申告不要制度（措法37の11の5）」が、本事例については適用されないのは配当所得と同様である。

4 上場株式に係る譲渡損失の 損益通算等の適用関係

外国証券市場に上場している株式であれば、いわゆる上場株式に該当するものであることは、前述のとおりであるところ、当該株式の譲渡損失が上場株式の配当所得との損益通算が認められ、さらには翌年分以降への繰越控除が認められるためには、当該譲渡が「適格な譲渡」によりなされたものであることが要件とされる。

この「適格な譲渡」とは、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）等への売委託により行う譲渡等に限定され（措法37の12の2），これらに該当しない形態でなされた上場株式の譲渡による損失は、上場株式の配当所得との損益通算も、翌年分以降への繰越控除も認められない。

本事例における外国上場株式の国外証券会社を通じた譲渡については、相対取引等と同様に、前述の「適格な譲渡」に該当しない。

「適格な譲渡」に該当しない譲渡であっても、「上場株式等に係る譲渡所得」として、他の上場株式譲渡と所得内通算は認められるが、結果が損失となった場合、「適格な譲渡」以外に係る損失は無いものとされる。

具体的には、各場合に応じて上場株式等譲渡

	外国上場株式譲渡による損益	適格な上場株式譲渡による損益	上場株式等譲渡所得
①	500,000円	2,000,000円	2,500,000円
②	△500,000円	2,000,000円	1,500,000円
③	2,000,000円	△500,000円	1,500,000円
④	500,000円	△2,000,000円	△1,500,000円
⑤	△2,000,000円	500,000円	0円
⑥	△2,000,000円	△500,000円	△500,000円

所得は、前表のとおりそれぞれ計算される。なお、当該表の「外国上場株式譲渡」は全て「非適格な譲渡」である。

5 まとめ

RSU プログラムの制限解除により取得した株式は給与所得として適正に申告すべきものであるところ、付与された段階で課税されるものではない。

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の「確定申告不要制度」は、わが国の所得税等の源泉徴収が適正になされていることが前提の制度である。

事例の場合、申告が必須となり、配当所得については、総合課税によることも、「上場株式等の配当等」として申告分離課税によることも認められるものであるが、その選択は確定申告を通じてのみなされるべきものである。「譲渡所得」については、「上場株式等の譲渡」として課税されるところ、「上場株式等の譲渡」自体が損失となり、そのうちに「適格な譲渡」以外による株式譲渡に起因する損失が含まれる場合には、上場株式の配当所得との損益通算や翌年分以降への繰越控除の局面にあって、当該「含まれる損失」は、無いものとされることに留意すべきである。

なお、配当に付き天引きされた米国の源泉所得税が、外国税額控除の対象となる外国所得税額であることは当然である。